

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 21 日 作成

法 令 名：道路交通法	
根 拠 条 項：第 101 条の 2 第 4 項	
処 分 の 概 要：更新期間前における免許証等の更新（適性検査により判断する場合を除く。）	
原権者（委任先）：京都府公安委員会	
法 令 の 定 め：道路交通法第95条の 6 第 1 項及び第 2 項（免許証等の有効期間）、第 101 条の 2 第 1 項及び第 5 項（更新期間前における免許証等の更新の申請及び適性検査）、第 101 条の 3（更新を受けようとする者の義務）、第 101 条の 4 第 1 項から第 3 項まで（70 歳以上の者の特例） 道路交通法施行令第33条の 7（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）、第37条の 5（更新期間前における免許証等の更新を申請することができるやむを得ない理由）、第37条の 6（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第37条の 6 の 2（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者） 道路交通法施行規則第29条（免許証等の更新の申請等）、第29条の 2（免許証等の更新の申請等） 運転免許に係る講習等に関する規則第 1 条（講習の基準）、第 2 条（講習の基準）	
審 査 基 準：（判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）	
標 準 処 理 期 間：交通部運転免許試験課においては 1 日、警察署交通課においては 1 月	
申 請 先：	
高齢者講習又は特定任意講習を受講済みの者	交通部運転免許試験課免許更新係、京都駅前運転免許更新センター更新係又は各警察署交通課
上記以外の者	交通部運転免許試験課免許更新係若しくは京都駅前運転免許更新センター更新係（優良運転者に限る。）又は木津、亀岡、南丹、綾部、福知山、舞鶴、宮津若しくは京丹後の各警察署交通課
左京区の一部区域又は右京区の一部区域に住居を有する者	上記申請先に加えて、下鴨警察署又は右京警察署京北交番
問 合 せ 先：交通部運転免許試験課免許更新係（電話075-631-5181 内線245）	

備

考：